

吹田市立小・中学校屋内運動場

空調設備整備事業

実施方針

令和5年1月13日

吹田市

— 目 次 —

1. 本事業の実施に関する事項	1
1.1. 事業内容に関する事項	1
1.1.1. 事業名	1
1.1.2. 公共施設等の管理者の名称	1
1.1.3. 事業の目的	1
1.1.4. 事業の内容	1
1.1.5. 法令等の遵守	3
1.2. 特定事業の選定及び公表に関する事項	3
1.2.1. 特定事業選定の基本的考え方	3
1.2.2. 選定結果の公表	3
2. 事業者の募集及び選定に関する事項	3
2.1. 事業者の募集及び選定方法	3
2.2. 事業者の募集及び選定の手順	3
2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール	3
2.2.2. 募集及び選定の手続き等	4
2.3. 応募事業者の備えるべき参加資格要件	7
2.3.1. 応募事業者の構成等	7
2.3.2. 構成員の制限（共通）	8
2.3.3. 構成員に必要な参加資格要件	9
2.3.4. 地域貢献への配慮事項	10
2.3.5. 参加資格の喪失	10
2.3.6. 事業契約締結後の協力企業の追加	11
2.4. 審査及び選定に関する事項	11
2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方	11
2.4.2. 審査の方法	11
2.4.3. 提案書類の取り扱い	12
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
3.1. 責任分担に関する基本的な考え方	12
3.2. 予想されるリスクと責任分担	12
3.3. 事業の実施状況の監視	12
3.3.1. 提供されるサービスの水準	12
3.3.2. 事業者による業務品質の確保	13
3.3.3. 事業の実施状況のモニタリング	13
3.3.4. モニタリング結果に対する措置	13
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
4.1. 施設の概要	13

4.1.1.	対象となる施設	13
4.1.2.	対象となる施設の立地条件	13
4.2.	その他、主要な事業要件の概要	13
4.2.1.	空調設備及び非常用発電設備の形式	13
4.2.2.	熱源供給と光熱水費の負担	14
5.	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
6.1.	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
6.2.	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
6.3.	当事者の責めに帰すことのできない事由の場合	15
6.4.	その他	15
7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
7.1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	15
7.2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	16
7.2.1.	緊急防災・減災事業債等の活用	16
7.2.2.	その他の財政上又は金融上の支援	16
8.	その他事業の実施に関し必要な事項	16
8.1.	議会の議決	16
8.2.	融資機関又は融資団と市の協議	16
8.3.	情報提供	16
8.4.	本事業において使用する言語等	16
8.5.	応募に伴う費用負担	16
8.6.	問合せ先	16
別添資料 1		18
別添資料 2		21
別添資料 3		23
様式 1		25
様式 2		26
様式 3		27

1. 本事業の実施に関する事項

1.1. 事業内容に関する事項

1.1.1. 事業名

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業（以下「本事業」という。）

1.1.2. 公共施設等の管理者の名称

吹田市長 後藤 圭二

1.1.3. 事業の目的

本事業は、吹田市（以下「市」という。）内の市立小・中学校の屋内運動場に空調設備及び非常用発電設備を整備し、整備後の維持管理を行う事業であり、教育環境等の整備を図ることを目的とする。

児童・生徒が学習等で日常的に使用するだけでなく災害時には避難所となる、市内の市立小学校36校、中学校18校（以下「対象校」という。）において、屋内運動場計54棟55室（以下「対象室」という。）に新たに空調設備及び非常用発電設備を設置するに当たり、民間事業者の技術やノウハウを活かし早期の整備実現を図るとともに、財政負担縮減及び平準化の観点から、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づく事業手法の導入を図るものである。

なお、実施方針において、用語の定義は要求水準書（案）を参照する。

1.1.4. 事業の内容

(1) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が、空調設備及び非常用発電設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引き渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行うBTO方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和23年3月末までとする。

契約締結日	令和5年12月下旬
設計及び施工期間	契約締結日～令和8年3月31日以前の日 ^{注1)}
維持管理期間	引渡日翌日～令和23年3月末
事業終了	令和23年3月末

注1) 施工完了時期は令和8年3月末までとし、事業者の提案による。ただし、引渡回数は各年度最大2回までとする。

(3) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計業務

- (ア) 空調設備の設計業務
- (イ) 非常用発電設備の設計業務
- (ウ) その他、付随する業務

イ 施工業務

- (ア) 空調設備の施工業務
- (イ) 非常用発電設備の施工業務
- (ウ) その他、付随する業務

ウ 工事監理業務

- (ア) 空調設備の工事監理業務
- (イ) 非常用発電設備の工事監理業務
- (ウ) その他、付随する業務

エ 維持管理業務

- (ア) 空調設備の維持管理業務
- (イ) 非常用発電設備の維持管理業務
- (ウ) その他、付随する業務

オ 空調設備及び非常用発電設備の移設等業務

本事業において整備した空調設備及び非常用発電設備の移設、廃棄等（以下「移設等」という。）が、維持管理期間中に必要となった場合、市は本事業の事業会社、設計企業、施工企業又は維持管理企業を空調設備及び非常用発電設備の移設等業務の優先交渉権者とするを予定している。

(4) 事業者の収入

- ア 本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。
- イ 市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理・所有権移転・その他付随する業務等に係る対価（以下「整備費用」といい、事業者が、空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転・その他付随する業務等の実施に当たり、金融機関等からの借入れ等を行う場合は、その金利分もこの整備費用に含む。）については、事業契約書において定める額を設計及び施工期間中の年度毎に出来高に応じた額を事業者を支払う。ただし、事業契約に定める年度別予算の金額を上限とする。なお、事業会社設立に係る費用等、空調設備及び非常用発電設備の市への引渡しまでに発生する出来高以外の諸経費については、事業契約書において定める額を、全ての設備の所有権移転後に事業者に一括して支払うことを予定している。
- ウ 市は、事業者が実施する維持管理業務に係る対価について、事業契約書に定める額を、維持管理期間中に年2回に平準化して事業者を支払う。
- エ 消費税及び地方消費税の支払い方法については、事業契約書（案）において示す。

(5) 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める空調設備及び非常用発電設備の性能（以下「性能基準」という。）を満たす状態とすること。

なお、性能基準は、市が示す要求水準に加えて、事業者の提案内容に基づくものとする。

1.1.5. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

1.2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

1.2.1. 特定事業選定の基本的考え方

市は、PFI法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）」及び「VFMに関するガイドライン（平成26年6月16日）」等を踏まえ、本事業をPFI方式で実施することにより、空調設備及び非常用発電設備について、市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定する。

1.2.2. 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容とあわせて、市のホームページ等に掲載し、公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザル方式により行う。

2.2. 事業者の募集及び選定の手順

2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、次の予定とする。

表2-1 事業者の募集・選定スケジュール

令和 5年	1月13日（金）	実施方針及び要求水準書（案）の公表
	1月16日（月）～27日（金）	参考図書への貸与（第1回現地見学会対象校のみ）
	1月29日（日）	第1回現地見学会
	2月3日（金）	実施方針等への質問及び意見の受付締切
	2月24日（金）	実施方針等への質問に対する回答公表
	3月下旬	特定事業の選定及び公表
	4月中旬	募集要項等の公表
	4月中旬～下旬	参考図書への貸与（全校）
	4月下旬～5月中旬	第2回現地見学会
	5月中旬	募集要項等に関する質問受付締切

令和 5年	5月下旬	募集要項等に関する質問に対する回答公表
	6月上旬	参加資格審査書類の受付締切
	6月中旬	参加資格審査結果の通知
	6月中旬	官民対話の実施
	7月中旬	提案書の受付締切
	9月上旬	提案書に関する事業者ヒアリング
	9月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
	10月上旬	基本協定締結
	11月上旬	事業仮契約締結
	12月下旬	事業契約締結

2.2.2. 募集及び選定の手続き等

(1) 参考図書の貸与

市は、実施方針等の参考図書として以下の書類を本事業に応募しようとする事業者のうち、希望者に貸与する。貸与手続の方法や日程等の詳細については、別添資料3「参考図書の貸与について」に記載している内容に従って手続等を行い、貸与を受けること。

市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

なお、参考図書の内容と実際の対象校の状況との整合について、市は保証するものではない。

○貸与する参考図書^{注2)}

- a 学校施設台帳（全対象校分）
- b 学校配置図（全対象校分）
- c 建築図（全対象校分）
- d 単線結線図等（全対象校分）
- e 受変電設備等一覧表
- f 過去のエネルギー消費量一覧（令和2年度、令和3年度及び令和4年度前期実績値）
- g 増築位置図（一部対象校分）
- h JWW環境設定ファイル（機械）
- i JWW環境設定ファイル（電気）

注2) ただし、1月16日（月）～27日（金）の期間に貸与する参考図書は、第1回現地見学会対象校に関するa～d、h及びiとする。

(2) 実施方針等への質問の受付

実施方針等に関する質問を次のとおり受け付ける。なお、受付期間外の質問については回答しない。

ア 受付期間

令和5年1月16日（月）～2月3日（金）17時

イ 受付方法

「（様式1）実施方針等に関する質問及び意見書」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、電子メールの件名は「【会社名（略称可）】実施方針等に関する質問及び意見書」と記載し、送信後、市の担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

※メール送信先アドレス及び受信確認先の電話番号は、本書「8.6.」に示す「問合せ先」のとおりとする。

(3) 第1回現地見学会

第1回現地見学会は、以下のとおり実施する。

ア 現地見学対象校及び開催日時

表2-2 第1回現地見学会対象校

対象校	住所	開催日時
片山中学校	竹谷町35番1号	令和5年1月29日（日） 集合時間 9:00 集合場所 北東通用門
第二中学校 (詳細提案予定校)	岸部北1丁目21番1号	令和5年1月29日（日） 集合時間 10:40 集合場所 正門
千里丘北小学校 (詳細提案予定校)	千里丘北1番30号	令和5年1月29日（日） 集合時間 13:30 集合場所 正門
吹田東小学校 (詳細提案予定校)	幸町20番1号	令和5年1月29日（日） 集合時間 15:30 集合場所 東通用門

イ 参加申込方法

「(様式2) 第1回現地見学会 参加申込書」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、令和5年1月25日（水）17時までに電子メール（ファイル添付）にて提出すること

なお、電子メールの件名は「【会社名（略称可）】第1回現地見学会申込書」と記載し、送信後、市の担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

※メール送信先アドレスおよび受信確認先の電話番号は、本書「8.6.」に示す「問合せ先」のとおりとする。

ウ 見学方法

(ア) 見学会の当日は、指定時刻に対象校の指定場所（正門又は通用門）に集合し、見学を開始する。

(イ) 「(様式2) 第1回現地見学会 参加申込書」の「担当者氏名」欄に記載された者は、各学校の集合場所にて名刺を提出すること。

(ロ) 見学時間は、各学校80分間を予定している。

(ハ) 指定日及び指定時間以外の見学はできないものとする。

エ その他留意事項

(ア) 1企業当たりの参加人数は4名程度までとする。

- (イ) 千里丘北小学校については、敷地内に駐車場を設けない。片山中学校、第二中学校、吹田東小学校は、敷地内に駐車場を設ける。ただし、スペースの関係上、駐車可能な台数は1企業につき1台とする。
- (ウ) 校内は土足厳禁のため、スリッパ等上履きを持参すること。
- (エ) 学校敷地内は全面禁煙となっている。敷地周辺においても禁煙とすること。
- (オ) 見学に当たって市又は学校教職員から指示があった場合は、それに従うこと。
- (カ) 現地見学会における写真撮影は可能とするが、児童・生徒や教職員を含む撮影は禁止する。また、教職員等より別途撮影を禁止する旨の指示があった場合は、それに従うこと。なお、撮影した写真は本事業以外の使用は不可とする。
- (キ) 当日、校庭開放等により運動場等にて団体等が活動している場合がある。
- (ク) 見学会において資料の配布は行わないため、必要に応じて本市ホームページに掲載している実施方針等を持参すること。
- (ケ) 見学会当日はマスクを着用すること。また、発熱があるなど、体調不良の者は参加しないこと。

(4) 実施方針への質問に対する回答

実施方針に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和5年2月24日（金）までに、市のホームページに掲載し、公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接確認を行うことがある。

(5) 特定事業の選定及び公表

「1.2. 特定事業の選定及び公表に関する事項」を参照すること。

(6) 募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）、その他必要な文書（以下「募集要項等」という。）を市のホームページに掲載し、公表する。

(7) 第2回現地見学会

本事業の対象校の第2回現地見学会を開催する。第2回現地見学会の対象校は、第1回現地見学会の対象校を含む全54校で実施する予定である。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、募集要項において示す。

(8) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問の提出方法等は募集要項に示す。

(9) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表

募集要項等に関する質問に対する回答を公表する。回答の公表方法等は募集要項に示す。

(10) 官民対話の実施

本事業に関する官民対話を開催する。具体的な日程、申込み方法等は、募集要項において

示す。

(11) 参加資格審査書類の受付及び参加資格審査結果の通知

本事業に応募しようとする事業者は、提案書提出に先立ち、参加表明書及び参加資格審査書類を提出すること。

なお、参加表明書及び参加資格審査書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、募集要項において示す。

募集要項に基づき参加資格の審査を行う。審査の結果については、各応募グループの代表企業に対して通知する。

(12) 提案書の受付

募集要項等に基づき、参加資格審査通過者から提案書を受け付ける。

提案書の提出方法、時期及び提案に必要となる書類の詳細等については、募集要項で示す。

(13) 優先交渉権者の決定及び公表

市は、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として決定し、通知するとともに、市のホームページ等に掲載し、公表する。

(14) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(15) 事業契約の締結

市は、優先交渉権者との間で事業仮契約を締結した後、事業契約の締結に関する市議会の議決を経て、事業契約を締結する。

2.3. 応募事業者の備えるべき参加資格要件

2.3.1. 応募事業者の構成等

応募事業者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループ（以下「応募事業者」という。）とする。応募事業者の構成については、次のとおりとする。

ア 空調設備及び非常用発電設備の設計業務を行う企業、空調設備及び非常用発電設備の施工業務を行う企業、空調設備及び非常用発電設備の工事監理業務を行う企業及び空調設備及び非常用発電設備の維持管理業務を行う企業により構成されるグループとする。なお、進捗管理や他の構成員との連絡調整などの業務を行う企業（以下、「その他業務を行う企業」という。）が構成員となることを妨げない。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

ウ 優先交渉権者となった応募事業者は、本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する。

- エ 構成員は以下の定義により分類される。
- (ア) 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業
 - (イ) 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をするがSPCには出資しない企業又は、構成企業から直接業務の受託・請負をして本事業で主要な役割を担う企業
 - (ウ) 代表企業：構成企業のうち、SPCへの出資比率が全出資者中最大となり、かつ構成員を代表し提案手続きを行う企業
- オ 構成企業は、他の応募事業者の構成員になることはできない。また構成企業と資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募事業者の構成員となることはできない。ただし、市が優先交渉権者として選定した応募事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募事業者の構成企業が、事業者の構成員から業務を再受注することは妨げない。その場合は、事前に市の承諾を得ること。
- カ 協力企業は、他の応募事業者の協力企業を兼ねることを可能とする。また、選定されなかった場合には、事前に市の承諾を得て、事業者の構成員から業務を再受注することも可能とする。
- キ 選定された応募事業者の構成企業は、仮契約締結までに市内にSPCを設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。構成企業以外のものがSPCの出資者となることは可能であるが、全事業期間において、構成企業以外の出資者による議決権保有割合は全体の50%未満とする。
- ク 構成員は、SPCから受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に承諾を得ることとする。
- ケ 構成員は、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業に関係する譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

2.3.2. 構成員の制限（共通）

すべての構成員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- オ 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者
- カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者
- キ 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けている者
- ク 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当する者
- ケ 施行令第167条の4第2項の規定に該当する者
- コ 吹田市工事成績評価結果活用要領（平成26年3月7日制定）に基づく入札参加制限措置

- を受けている者
- サ 最近2年間の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- シ 吹田市立学校空調設備整備業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者
- ス 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者
- ※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
- ・株式会社 日建設計総合研究所 大阪オフィス 大阪府中央区今橋4丁目3番18号
 - ・弁護士法人 関西法律特許事務所 大阪府中央区北浜2丁目5番23号
 - ・株式会社みやこ不動産鑑定所 大阪府北区西天満4丁目4番12号 600号室

2.3.3. 構成員に必要な参加資格要件

本事業の各業務は、業務ごとにそれぞれ定めた次の要件を全て満たす構成員が少なくとも1社担当するものとする。また、施工業務と維持管理業務については、それぞれ、これらの構成員のうち少なくとも1社は構成企業であること。

(1) 「設計業務」を行う者の要件

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- イ 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法第202号）に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- ウ 構成員のうち必ず1社以上は、学校、事務所等の施設における空調設備の元請としての設計実績（平成24年度以降に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。）を有していること。

(2) 「施工業務」を行う者の要件

- ア 構成企業のうち必ず1社以上は、建設業法（昭和24年法第100号）第3条第1項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。また、応募事業者の構成員のうち必ず1社以上は「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 構成企業のうち必ず1社以上は、空調設備の元請けとしての施工実績（平成24年度以降に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。）を有していること。

(3) 「工事監理業務」を行う者の要件

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- イ 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- ウ 構成員のうち必ず1社以上は、空調設備の工事監理実績（平成24年度以降に設置完了済

みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。)を有していること。

(4) 「維持管理業務」を行う者の要件

- ア 空調設備の維持管理業務を行うに当たり、選択したエネルギー方式での運用に必要となる場合、その資格を持つ者を配置できること。また、当該資格を持つ者は常勤の自社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。
- イ 構成企業のうち必ず1社以上は、連続して1年以上の空調に関する維持管理実績（平成24年度以降に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。）を有していること。
- ウ 空調設備の維持管理業務を行う構成員のうち、少なくとも1社は市内に本店又は営業所を有していること。

(5) 入札参加有資格者名簿への登載

応募事業者の構成員は入札参加有資格者名簿に登載されていることを原則とする。市の入札参加有資格者名簿に登載されていない場合は、入札参加資格と同等の要件があることを証する書類を提出すること。なお、書類の詳細については、募集要項等において示す。

また、本事業を受託する事業者の構成員は、直近の入札参加資格の認定の機会に申請を行い、本事業の事業期間中はその資格を維持すること。

2.3.4. 地域貢献への配慮事項

応募事業者は、構成企業又は協力企業の選定に当たり、できるだけ市内に本店を有する企業（以下「市内企業」という。）を加えるように努めるとともに、本事業において必要となる資機材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

なお、応募事業者が提出した提案書の評価に当たって、地域貢献への配慮に係る評価方法の詳細については事業者選定基準を参照すること。

2.3.5. 参加資格の喪失

応募事業者が、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募事業者の参加資格を取り消す。ただし、以下に記載する要件を満たした場合は引き続き有効とする。

ア 参加資格確認基準日から提案書等提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

参加資格確認基準日から提案書等提出日の前日までの間に、応募事業者の構成企業及び協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成企業又は協力企業として加えた上で、応募事業者の再編成を市に申請し、提案書等の提出日までに市が認めた場合。ただし、残存企業のみで応募事業者の再編成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める応募事業者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が

行う予定であった業務を代替する企業の特定制も行うこととする。ただし、応募事業者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募事業者の参加資格を取り消す。

イ 提案書提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記(1)と同様とする（なお、「提案書等の提出日までに市が認めた場合」は、「優先交渉権者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募事業者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募事業者の参加資格を取り消す。

ウ 優先交渉権者決定日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

優先交渉権者決定日から事業契約締結日までの間に、応募事業者の構成企業及び協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合には、市は仮契約を締結しない、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより、仮契約を締結しない又は解除しても、市は一切の責を負わない。ただし、応募事業者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、参加資格要件を各構成企業（ただし、代表企業を除く）又は協力企業の変更ができるものとし、市は変更後の応募事業者と仮契約を締結できるものとする。

2.3.6. 事業契約締結後の協力企業の追加

事業契約締結後、市が承諾をした場合に限り、参加資格要件を満足する企業を協力企業として追加・変更することを認めることがある。

2.4. 審査及び選定に関する事項

2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方

市は、応募事業者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。選定委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。

応募事業者が、優先交渉権者決定までに選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2.4.2. 審査の方法

(1) 参加資格審査

市は、応募事業者からの参加表明書及び参加資格審査書類をもとに、参加資格要件の具備、業務担当企業の実績等について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

選定委員会は、募集要項と併せて公表する事業者選定基準に基づき、事業方針、事業実施体制及び各業務に係る事業計画等並びに提案価格について、応募事業者から提出された提案書類等を審査する。

(3) 優秀提案者の選定

応募事業者から提出された提案書等を選定委員会が審査し、最優秀提案者を選定する。その結果を踏まえて、市が優先交渉権者を決定する。なお、優先交渉権者決定後、速やかに当

該優先交渉権者に対して決定された旨を通知するとともに市ホームページに掲載し、公表する。

(4) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募事業者がない場合、又はいずれの応募事業者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに市ホームページに掲載し、公表する。

2.4.3. 提案書類の取り扱い

(1) 著作権

応募事業者から提出された提案書の著作権は、応募事業者に帰属する。

ただし、市が吹田市情報公開条例（平成14年条例第10号）に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、優先交渉権者決定結果の公表に必要な範囲でその他の応募事業者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募事業者が負うものとする。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものであり、設計・施工・工事監理・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

3.2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別添資料1「リスク分担表（案）」によるものとし、具体的内容については、実施方針に対する質問を踏まえ、募集要項等において示す。

なお、詳細については事業契約書（案）において示すものとする。

3.3. 事業の実施状況の監視

3.3.1. 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべき業務のサービス水準については、要求水準として、要求水準書に示す。

なお、本事業で事業者が提供するサービス水準は、募集要項等に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書、事業者提案書類、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となる。

3.3.2. 事業者による業務品質の確保

事業者は、提供するサービス水準を維持改善するため、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、事業者が提供するサービス水準が、空調設備及び非常用発電設備に係る性能基準並びに維持管理業務に係る業務水準を満たすことを、事業者自らが確認するものであり、市が実施するモニタリングの内容を包含しているものとする。

詳細については、事業契約書（案）において示す。

3.3.3. 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理・維持管理並びに空調設備及び非常用発電設備の移設等の各業務についてモニタリングを行う。なお、モニタリングに当たっては、事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。

その方法及び内容等については、事業契約書（案）において示す。

3.3.4. モニタリング結果に対する措置

市は、市が実施するモニタリングの結果、事業者が実施する設計・施工・工事監理・維持管理並びに空調設備及び非常用発電設備の移設等の各業務の水準が業務水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

その方法及び内容等については、事業契約書（案）において示す。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1. 施設の概要

4.1.1. 対象となる施設

市が指定する対象校及び所在地等は別添資料2「本事業の対象校一覧」を参照すること。

4.1.2. 対象となる施設の立地条件

対象校ごとの施設の配置等については、募集要項等に示す。

4.2. その他、主要な事業要件の概要

4.2.1. 空調設備及び非常用発電設備の形式

小学校及び中学校の非常用発電設備については、電気・都市ガスともに停止した場合にも、アリーナ及びトイレの天井照明の点灯や、コンセントからのスマートフォン充電等が72時間可能となるよう計画すること。さらに、小学校の非常用発電設備は、より大きな発電能力を確保し、空調設備の運転が可能となるよう計画すること。

本事業において整備する空調設備及び非常用発電設備の機器等は、要求水準書に示す条件の範囲で、応募事業者が次に示す形式の中から選択することを基本とする。

【小学校】：形式①「電気式EHP空調機+LPガス発電機【三相機約50kVA以上】」

又は

形式②「ガス式GHP空調機（電源自立型）※+PA（プロパンエアガス）設備」

※ 都市ガス式とする。各室で電源自立型空調機を2台設置するものとするが、2台を超える部分については標準型とする。（岸部第一小学校を除く）

【中学校】：形式③「電気式EHP空調機+LPガス発電機【約10kVA以上】」

空調設備及び非常用発電設備の形式の選択について、小学校においては上記の形式①又は形式②を基本とし、中学校においては上記の形式③を基本とする。熱源価格、熱源供給における安定性、環境負荷及びエネルギーコストの低減等の観点から、適切な熱源を選択し、又はその組み合わせを選択し、提案すること。ただし、岸部第一小学校については、同一敷地内における施工期間が重複する他事業における工事との兼ね合いで、形式②を選択することを市では想定しており、その場合は、電源自立型空調機を3台設置するものとし、3台を超える部分については標準型とする。同校において、形式①を提案する場合には、募集要項等に関する質問や官民対話において、提案内容の採否を市に確認すること。

その他の学校についても、要求水準書に示す条件の範囲で、上記の形式①～③に代わる提案を妨げるものではないが、小学校間、又は中学校間における公平性に配慮した提案とすること。提案内容によっては市が採用しない可能性があるため、募集要項等に関する質問や官民対話において、提案内容の採否を市に確認すること。

なお、事業期間中に市はエネルギー供給者を変更する可能性があるが、それを理由として市が支払う維持管理に係る対価の変更はしないものとする。

また、応募事業者が提出した提案書の評価に当たっては、省エネルギー等の提案について評価することを予定している。評価方法の詳細については、募集要項と併せて公表する事業者選定基準において示す。

4.2.2. 熱源供給と光熱水費の負担

熱源供給については、本事業の範囲に含めない。施工業務及び維持管理業務等に伴う光熱水費や空調設備の運転に必要な光熱水費については、市が負担する。ただし、施工期間中のLPガスボンベの設置は事業者が施工業務として行うものとし、LPガスボンベは満タンの状態で引き渡すこと。なお、維持管理業務期間中に使用するLPガスの費用は、光熱費として市が負担する。

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議する

ものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書の規定に従い、次の措置をとること。

6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める業務水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前各号のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は生じる損害について市に対して賠償を求めることができる。

6.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ア 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- イ 一定の期間内の協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

6.4. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

ただし、本事業の実施に際し、法改正等により、法制上または税制上の措置が適用される場合には、市と事業者で協議する。

7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

7.2.1. 緊急防災・減災事業債等の活用

本事業において、市は緊急防災・減災事業債等の活用を想定している。事業者は、起債等の申請に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援

市は、本事業に関する事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

8. その他事業の実施に関し必要な事項

8.1. 議会の議決

事業契約の締結に関する議案は、令和5年11月定例会に提案し、議決を得る予定である。

8.2. 融資機関又は融資団と市の協議

市は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者の本事業に係る資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

8.3. 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。

吹田市教育委員会 学校教育部 学校管理課

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業に係るホームページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018281/1020181/1016826.html>

8.4. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

8.5. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募事業者の負担とする。

8.6. 問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担 当 : 吹田市教育委員会 学校教育部 学校管理課 大友、佐脇
住 所 : 〒564-0027 吹田市朝日町3番408号 (吹田さんくす3番館4階)
電 話 : 06-6155-8031 (直通)
F A X : 06-6155-8077
E - m a i l : gaku-kucho@city.suita.osaka.jp
受付時間 : 土曜日、日曜日及び祝休日を除く 9時~17時 (12~13時を除く)

別添資料 1

リスク分担表（案）

[リスク分担（案）凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

■共通

リスク項目		No.	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
募集要項リスク		1	募集要項等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	△※1
制度関連 リスク	法令変更リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○※2	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
		4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
	税制変更リスク	5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		6	上記以外の税制の変更等		○
	許認可等リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可等の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可等の遅延		○
	政策変更リスク	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○※3	
	社会リスク	住民対応リスク	10	整備及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
11			事業者が行う調査、施工等に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境リスク		12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
第三者賠償リスク		13	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク	15	想定以上の暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、並びに戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○※4	△※4	
金利リスク	16	金利確定日以降における金利変動		○	
経済リスク	資金調達リスク	17	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
		18	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
	物価変動リスク	19	施工期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○※5	○※5
		20	維持管理期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○※5	○※5

■設計・施工・工事監理段階で発現したリスク

リスク項目	No.	リスク内容	リスク分担	
			市	事業者
測量・調査リスク	21	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
	22	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画リスク	設計リスク	23 事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更リスク	24 市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
施工リスク	施工費増加リスク	25 事業者の責めに帰すべき事由による施工費の増加		○
		26 市の責めに帰すべき事由による施工費の増加	○	
	工期遅延リスク	27 事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに空調設備を供用できない又は施工が完了しない場合		○
		28 市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに空調設備を供用できない又は施工が完了しない場合	○	
	施設、設備損傷リスク	29 施工により施設又は空調設備が損傷した場合		○
工事監理リスク	30 工事監理の不備により施工内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
要求性能未達リスク	31 工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	

■維持管理段階で発現したリスク

リスク項目		No.	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理 リスク	業務水準未達 リスク	32	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	33	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		34	空調設備及び非常用発電設備の通常劣化等による性能の低下		○
	施設、設備瑕疵 リスク	35	事業期間中に、本事業の施工により施設又は空調設備及び非常用発電設備の瑕疵が発見された場合		○
	維持管理費 増加リスク	36	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○※6	
		37	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）		○
	施設、設備損傷 リスク	38	市の責めにより施設又は空調設備及び非常用発電設備が損傷した場合	○※7	
39		事業者の責めにより施設又は空調設備及び非常用発電設備が損傷した場合		○※8	
運営リスク	エネルギー コスト変動 リスク	40	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		41	空調設備及び非常用発電設備の使用時間が変動する場合	○	
		42	空調設備及び非常用発電設備の性能未達及び想定以上の性能劣化等、想定以上のエネルギーコストの増加		○※9
事業期間終了時の性能リスク		43	事業期間終了時における性能水準の保持		○

【注釈】

- ※1 市が提示する参考資料に関するリスクは事業者負担とする。
- ※2 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※3 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、市が事業者に支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とする。
- ※4 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し市または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において示す。
- ※5 物価変動リスクを反映する費用項目と反映しない費用項目がある。詳細な項目については、事業契約書（案）において示す。
- ※6 エネルギー供給会社を市が変更した場合の維持管理費の変更はしないものとする。
- ※7 「市の責めにより空調設備及び非常用発電設備が損傷した場合」には、市の職員、児童生徒、教職員、児童生徒の保護者等、学校の通常利用者によるもの、休日の校庭使用などによるものも含む。
- ※8 「事業者の責め」であることの立証責任は市にあることとする。
- ※9 事業期間中に空調機器の性能が、事業者の設定する性能を下回った場合（瑕疵又は故意、重過失による業務水準の未達は除く）、事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途支払額の減額措置が課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとする。

別添資料2

本事業の対象校一覧

(1) 小学校

No.	学校名	所在地
1	吹田第一小学校	元町30番35号
2	吹田第二小学校	泉町3丁目15番18号
3	吹田第三小学校	高城町18番39号
4	吹田東小学校	幸町20番1号
5	吹田南小学校	南吹田5丁目12番1号
6	吹田第六小学校	南清和園町43番1号
7	千里第一小学校	片山町4丁目32番10号
8	千里第二小学校	千里山松が丘25番1号
9	千里第三小学校	千里山西2丁目13番1号
10	千里新田小学校	春日4丁目10番1号
11	佐井寺小学校	佐井寺3丁目3番1号
12	東佐井寺小学校	五月が丘西4番1号
13	岸部第一小学校	岸部中2丁目19番1号
14	岸部第二小学校	岸部北4丁目12番1号
15	豊津第一小学校	江坂町1丁目15番42号
16	豊津第二小学校	江坂町2丁目5番1号
17	江坂大池小学校	江坂町3丁目13番1号
18	山手小学校	山手町2丁目15番43号
19	片山小学校	朝日が丘町16番1号
20	山田第一小学校	山田東2丁目33番2号
21	山田第二小学校	千里丘下19番1号
22	山田第三小学校	山田西1丁目4番1号
23	山田第五小学校	山田西1丁目6番1号
24	東山田小学校	青葉丘南15番10号
25	南山田小学校	千里丘西9番1号
26	西山田小学校	山田西2丁目10番1号
27	北山田小学校	山田北1番1号
28	千里丘北小学校	千里丘北1番30号
29	佐竹台小学校	佐竹台4丁目12番1号
30	高野台小学校	高野台2丁目16番1号
31	津雲台小学校	津雲台4丁目7番1号
32	古江台小学校	古江台5丁目6番1号
33	藤白台小学校	藤白台3丁目3番1号
34	青山台小学校	青山台2丁目5番1号
35	桃山台小学校	桃山台1丁目5番1号
36	千里たけみ小学校	竹見台3丁目3番1号

小学校

(2) 中学校

No.	学校名	所在地
1	第一中学校	千里山西2丁目2番1号
2の1	第二中学校 1階	岸部北1丁目21番1号
2の2	第二中学校 3階	岸部北1丁目21番1号
3	第三中学校	中の島町3番51号
4	第五中学校	幸町21番1号
5	第六中学校	穂波町16番1号
6	片山中学校	竹谷町35番1号
7	佐井寺中学校	五月が丘南5番1号
8	南千里中学校	桃山台4丁目2番1号
9	豊津中学校	垂水町3丁目32番50号
10	豊津西中学校	豊津町6番1号
11	山田中学校	山田市場15番1号
12	西山田中学校	山田西2丁目11番1号
13	山田東中学校	山田東4丁目33番1号
14	千里丘中学校	青葉丘南15番1号
15	高野台中学校	高野台4丁目5番1号
16	青山台中学校	青山台4丁目2番1号
17	竹見台中学校	竹見台1丁目3番1号
18	古江台中学校	古江台1丁目1番1号

中学校

別添資料3

参考図書の貸与について

実施方針2.2.2.(1)に基づく参考図書の貸与に関する要項は次のとおりである。

1 貸与する参考図書

本事業の対象校に関する情報提供等のため、以下の参考図書を次のとおり希望者に貸与する。

○貸与する参考図書^{注2)}

- a 学校施設台帳（全対象校分）
- b 学校配置図（全対象校分）
- c 建築図（全対象校分）
- d 単線結線図等（全対象校分）
- e 受変電設備等一覧表
- f 過去のエネルギー消費量一覧（令和2年度、令和3年度及び令和4年度前期実績値）
- g 増築位置図（一部対象校分）
- h JWW環境設定ファイル（機械）
- i JWW環境設定ファイル（電気）

注2) ただし、1月16日（月）～27日（金）の期間に貸与する参考図書は、第1回現地見学会対象校に関するa～d、h及びiとする。

2 申込手続

(1) 申込期間

ア 第1回現地見学会開催校のみ

令和5年1月16日（月）から 令和5年1月25日（水）17時まで

イ 全校（第2回現地見学会対象校）

令和5年4月中旬～下旬（予定）

(2) 申込方法

参考図書の貸与を希望する企業は、「（様式3）参考図書の貸与申込書」を吹田市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上（この時点では押印不要）、電子メール（ファイル添付）にて申込すること。

なお、メール件名には「【会社名（略称可）】参考図書貸与に関する申込」と明記し、送信後、市の担当者へ電話にて受信確認を行い、貸与を受けるための訪問日時について市と調整すること。

申込書のファイル形式はMicrosoftExcel®とする。

※メール送信先アドレスおよび受信確認先の電話番号は、本書「8.6.」に示す「問合せ先」のとおりとする。

3 貸与及び返却

(1) 貸出期間

ア 第1回現地見学会開催校のみ

令和5年1月16日(月)から令和5年1月27日(金)17時まで

貸出時間：土曜日、日曜日及び祝休日を除く9時～17時(12時～13時を除く)

イ 全校

令和5年4月中旬～下旬(予定)

(2) 貸出方法

「(様式3)参考図書の貸与申込書」に押印の上、事前に市と調整した日時に本書「8.6」に示す「問合せ先」の窓口を訪問し、当該押印済申込書を提出すること。市は、それと引換えに参考図書の貸与を行う。

(3) 返却日

貸与された参考図書は、令和5年9月29日(金)17時までに、本書「8.6」に示す「問合せ先」の窓口に戻却すること。なお、本事業に応募しない場合など、参考図書が不要となった場合は速やかに同窓口に戻却すること。

様式 1

令和 年 月 日

実施方針等に関する質問及び意見書

「吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり質問事項及び意見がありますので提出します。

商号又は名称	
所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

＜実施方針等に関する質問＞

No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項
例	実施方針	9	2.3.2.	(2)	ア	●●●●	「実施方針 9頁 2.3.2. (2) ア」の内容について質問事項がある場合には、左記のように記入して下さい。
1							
2							
3							
4							
5							

様式見本。別途、市ホームページからExcelファイルをダウンロードして入力してください。

＜実施方針等に関する意見＞

No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	意見
例	実施方針	9	2.3.2.	(2)	ア	●●●●	「実施方針 9頁 2.3.2. (2) ア」の内容について意見がある場合には、左記のように記入してください。
1							
2							
3							
4							
5							

※本様式については、Microsoft Excel®形式にて提出してください。（本ファイルを利用してください。）

〔記入上の注意〕

- ・ 同一内容の質問及び意見を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問及び意見として記入すること。
- ・ 質問及び意見が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。

様式 2

令和 年 月 日

(あて先) 吹田市長 宛

所在地
商号又は名称
代表者職名
代表者氏名

第1回現地見学会 参加申込書

「吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業」に関する第1回現地見学会に下記の者が参加希望しますので、実施方針に従い申し込みます。

記

商号又は名称	
所在地	
担当者所属	様式見本。別途、市ホームページからExcelファイルをダウンロードして入力してください。
担当者	
電話番号	
ファック	
メールアドレス	

※ 本様式については、Microsoft Excel®形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください。)

※ 本様式は各企業単位でご提出ください。なお、担当者氏名等は、代表となる1名の方のみの記入で結構です。

[見学会の留意事項]

※ 「担当者氏名」欄に記載された方は、各学校の集合場所にて名刺を提出してください。

※ 1企業当たりの参加人数は4名程度までとします。

※ 千里丘北小学校については、敷地内に駐車場を設けません。片山中学校、第二中学校、吹田東小学校は、敷地内に駐車場所を設けます。ただし、スペースの関係上、駐車可能な台数は1企業につき1台とします。

※ 校内は土足厳禁のため、スリッパ等上履きを持参してください。

※ 学校敷地内は全面禁煙となっています。敷地周辺においても禁煙としてください。

※ 見学に当たって市または学校教職員から指示があった場合は、それに従ってください。

※ 現地見学会における写真撮影は可能としますが、児童・生徒や教職員を含む撮影は禁止します。また、教職員等より別途撮影を禁止する旨の指示があった場合は、それに従ってください。なお、撮影した写真は本事業以外の使用は不可とします。

※ 見学会において資料の配布は行いません。必要に応じて本市ホームページに掲載している実施方針等を持参してください。

※ 見学会当日はマスクを着用してください。また、発熱があるなど体調不良の方は参加しないでください。

様式 3

令和 年 月 日

(あて先) 吹田市長 宛

所在地
商号又は名称
代表者職名
代表者氏名

参考図書の貸与申込書

令和5年1月13日付けで実施方針等の公表がありました「吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業」に係る標記の参考図書について、貸与を申し込みます。

受取予定日	日付 月 日	時間帯 午前・午後 (どちらか選択)
-------	-----------	-----------------------

※受取予定日として、希望の日付(1月16日(月)～1月27日(金)までの間)をご記入ください。

なお、貸与に当たっては、下記のとおり誓約いたします。

記

第1 (利用の目的)

- 1 当社は、本事業
であり、本目的以
- 2 当社は、本書
ために必要な範囲
できるものとし

様式見本。別途、市ホームページからExcelファイルをダウンロードして入力してください。

の貸与を受けるもの
り、本目的を達する
部を開示することが

第2 (秘密の保持)

当社は、開示を受けた本資料を秘密として保持するものとし、前項に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第3 (期間)

前項までに定める秘密の保持は、当社が本事業に応募しない場合及び優先交渉権者とならなかった場合であっても、存続するものとし、

第4 (本資料の返還)

受領した本データは、吹田市の定める返却方法に従い、令和5年9月29日(金)17時までに、吹田市に返却します。また、本事業に応募しない場合など、参考図書が不要となった場合は速やかに吹田市に返却します。

(連絡担当者)

商号又は名称	
所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

※事前申込時には、Microsoft Excel®形式で提出してください(押印不要)。

※受領時には押印済み本様式を持参してください。

市 処 理 欄	参考図書番号	貸与日	貸与確認者	返却確認日	返却確認者